

飼い犬の適正な管理を 飼い犬の手続きを忘れ ずに

◆犬を飼い始めたとき

狂犬病予防法により、犬を飼い始めた日(子犬の場合は生後90日を経過した日)から30日以内に、犬の登録が義務付けられています。登録料は1頭あたり3千円です。登録時に「鑑札」を交付します。

◆飼い犬が転出したとき

飼い犬が市外へ転出したときは、転出日から30日以内に東金市で交付した鑑札を持参し、転出先の市区町村の担当部署で転入手続きを行ってください。

◆飼い犬が転入したとき

飼い犬が市外から転入したときは、転入日から30日以内に旧所在地の鑑札を持参し、環境保全課で転入手続きを行ってください。無料で東金市の鑑札と交換します。

◆登録事項に変更があったとき

飼い犬を市内の他の人に譲った場合や、市内で飼い主の住所や飼い犬の住所が変わった場合など登録事項に変更があったときは、変更日から30日以内に届け出てください。

◆飼い犬が死亡したとき

飼い犬が死亡したときは、30日以内に届け出てください。

問い合わせ▼環境保全課 ☎(50)1170

宝くじ収益金はまちづくり役に役立っています

市町村振興宝くじ(サマージャンボ宝くじ・ハロウィンジャンボ宝くじ)の収益金は、公益財団法人千葉県市町村振興協会を通じて市町村に交付金として配分され、住民福祉向上のための各種事業に活用されています。

東金市では、令和3年度この交付金を、子ども医療費扶助事業の財源の一部として活用しました。

図財政課 ☎(50)1124



市営ガス通信

とっても便利！ガス衣類乾燥機

スギ花粉がピークを迎えるこの季節、花粉症の方にはツライ時期になります。今回は花粉症対策にもなる「ガス衣類乾燥機」の魅力をお伝えします。普段の使用でも大変便利で、近年はガス衣類乾燥機を導入する家庭も増えています。

①乾燥時間が早く、仕上がりも快適！

ガス衣類乾燥機のメリットは、何といても乾燥時間の速さ。5kgの洗濯物なら52分で乾燥させます。

また、ガスならではの強い温風(80度以上)で乾燥させることで、繊維が根元から立ち上がり、仕上がりはふんわり快適。生乾きの嫌な臭いの心配もありません。衣類に合わせてコースを選べ、様々な洗濯物を乾かせます。

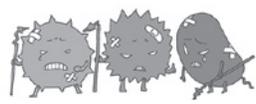
②花粉症対策にオススメ！

ガス衣類乾燥機は、洗濯物を乾燥ドラムに直接入れるだけで、外に干す必要がありません。洗濯物が外気に触れないため、花粉が衣類に付く心配もなくなり、花粉症対策にうってつけです。

※ガス衣類乾燥機の使用には、ガス栓の増設工事が必要となる場合があります。詳細はガス課までお問い合わせください。
※ガス課ではガス衣類乾燥機は取り扱っておりません。お近くの量販店、工事店などへお問い合わせください。

③除菌効果

天日干しと同等の除菌効果があり、ガス乾燥機で乾燥すれば除菌もできて安心です。ガス乾燥機本体の除菌機能もあり、靴を乾燥させた後も清潔に使えます。



④いつでも洗濯・乾燥でき、時間の節約にも

天気や時間を選ばず、梅雨の時期や夜間の急な洗濯の時も、洗濯機からそのまま衣類乾燥機へ入れるだけ。干す手間も取り込む手間もかからず、時間のない方にもオススメです。

問い合わせ▶ガス課 ☎(52)2408

東千葉メディカルセンター

新型コロナウイルス・ノロウイルスへの感染対策について

新型コロナウイルス感染症の流行の一方で、ノロウイルス感染症も冬季に感染のピークを迎えます。ノロウイルスは生存力、感染力ともに高く、手指や食品などを介して経口で感染し、幅広い年齢層で急性胃腸炎を引き起こします。

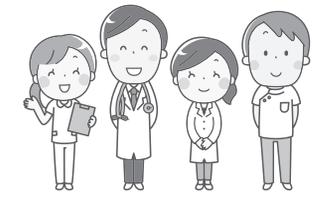
主な症状は嘔吐、下痢、発熱などで、一般的には3日程度で回復しますが、子供や高齢者の場合は重篤化することもあるので注意が必要です。ノロウイルスにはワクチンがないため、感染対策としては手洗いが最も効果的です。食事前、トイレの後、調理前後などはこまめにしっかりと手を洗いましょう。

ちなみに、新型コロナウイルス対策で設置されていることも多い消毒用エタノールなどは、ノロウイルスに対しては消毒効果が低く手洗いの代用とはなりません。

また、ご自身の手洗い消毒の徹底だけでなく、ご家族にお子さんやお孫さんなどがいらっしゃる方は、正しい手洗いができているか確認してあげてください。

◆お知らせ

- ・教室、講座は当面の間中止します。
- ・送迎車両は通常のダイヤで運行しています。緊急事態宣言の発令期間中は運休することがあります。最新の運行状況については、電話やホームページなどでご確認ください。
- ・看護師、薬剤師、管理栄養士、医療ソーシャルワーカーなど、常勤職員を随時募集しています。



東千葉メディカルセンターホームページ

問い合わせ▶東千葉メディカルセンター ☎(50)1199

相談ガイド

市などの公共機関で行う相談です。すべて無料ですので気軽にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時に中止する場合があります。ご理解ご協力をお願いします。

相談名	とき	ところ	問い合わせ	内容・備考
消費生活相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～15:00	消費生活センター (市役所3階)	消費生活センター ☎(50)1238	悪質商法などの消費者トラブルや多重債務でお困りの方の相談に応じます(電話相談可)
職業相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:30～17:00	市役所別棟1階	地域職業相談室 ☎(52)1104	職業紹介やパソコン検索が利用できます 雇用保険受給手続きは管轄のハローワークで受け付けます
人権・行政相談	①3/15㊄、②4/18㊄ 13:00～16:00	①市役所202会議室 ②市役所201会議室	総務課 ☎(50)1117	人権上の悩みや、国の業務への要望などの相談
家庭児童相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:00～16:00	子育て支援課内	家庭児童相談室 ☎(50)1168	子育て上の悩みや親子関係、虐待などの相談に応じています
専門(弁護士)相談	①3/16㊄、②4/20㊄ 10:00～16:00 (予約=①受付中、②4/13㊄～、電話のみ)	ふれあいセンター視聴覚室	社会福祉協議会 ☎(52)5198	先着10名、1人30分で初期相談に限りです
心配ごと相談	第2・第4火曜日(祝休日の場合は翌平日) 13:30～16:30	ふれあいセンター視聴覚室	社会福祉協議会 ☎(52)5198	日常生活の中のちょっとした困りごとをご相談ください
ボランティア相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 13:00～17:00	ボランティアセンター (ふれあいセンター2階)	社会福祉協議会 ☎(52)5198	活動に興味がある、活動をしたい、依頼したいなどの相談
子育て相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 15:00～17:00(要電話予約)	簡易マザーズホーム (ふれあいセンター2階)	簡易マザーズホーム ☎(54)1197	乳幼児の発達に関する心配ごとについて
家庭教育相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:00～16:00	市役所別棟2階	家庭教育相談室 ☎(54)0783	いじめや不登校、子育てなど教育問題について

※移動交番、保健ガイド(ふれあいセンターの健診・教室・相談、予防接種、山武健康福祉センターの検査・相談)、休日当番医ガイドは、毎月1日号に掲載しています。